

障害者手帳が選べます

★カード型障害者手帳のお知らせ★

【カード型手帳のイメージ：精神障害者保健福祉手帳の場合】



【ご注意】写真部分はモノクロ表示となります

- 対象となる手帳は、
身体障害者手帳、療育手帳、
精神障害者保健福祉手帳です
- 従来の紙型手帳かカード型手帳の
どちらかを選べます
- 健康保険証と同じサイズ
(縦5.4cm×横8.5cm) なので
携帯に便利です
- 紙型手帳に比べてプラスチック製
なので耐久性に優れています

令和3年1月から申請を受け付けます

【お問い合わせ先】

お住いの市役所・町役場の障害福祉担当課 または

- 佐賀県総合福祉センター TEL 0952-24-1442
- 佐賀県精神保健福祉センター TEL 0952-73-5060
- 佐賀県障害福祉課 TEL 0952-25-7064

お気軽にお問い合わせください。

*** カード型精神障害者保健福祉手帳のおしらせ ***



精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳

有効期限の更新 (更新) 令和〇年〇月〇日 〇〇市 (更新)
(更新) (更新)

注1) 住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届を出してください。
注2) 更新の申請は、有効期限の3ヶ月前から市町窓口で行うことができます。

カード型手帳の仕様

- カード表面上部の「障害者手帳」は盛り上げ文字手で触って表面が分かるようになっています。
- カード型手帳の写真は白黒で仕上がります。
- QRコード
以下の事項について、カードリーダーやスマートフォンの読取り機能で閲覧できます。
 - ・ 障害等級
 - ・ 手帳番号
 - ・ 手帳の利用にあたっての留意事項について
- カードの裏面
 - ・ 更新日を4回まで記入できるようになっています。
 - ・ 県内での住所変更および氏名変更は届け出により、市町で書換えと証明印を押印します。

※カード型手帳には、手帳専用のカバーはありません。

カード型手帳の申請にあたって

1 カード型手帳を申請するには

- ・ 新規交付申請・更新申請・障害等級変更申請・都道府県間の住所変更による手帳交付申請時に、希望する手帳の種類「紙型手帳」または「カード型手帳」のいずれかひとつを選んでください。
※手帳の種類変更のみを理由とした再交付申請は原則として受け付けていません。次回の更新申請時にカード型手帳の希望を申し出てください。
※カード型手帳の発行には、印刷の処理に時間がかかるため、お住まいの市町から手帳交付の連絡があるまでしばらくお待ちください。

2 写真の添付について ※原則写真の添付が必要です。

- ・ サイズ タテ 4cm × ヨコ 3cm (証明写真を基準にしています)
- ・ 撮 影 本人のみ、正面で上半身(胸から上)、無帽、カラーコンタクトや写真の加工をしていない、背景は無地(本人以外の人、物などが写っていない)
- ・ 印刷紙 紙型手帳と同様に専用の写真台紙にプリントされているものをご提出ください。